

あおもり循環型社会推進協議会団体加入電子マニフェスト運用要領

(目的)

第1条 この要領は、あおもり循環型社会推進協議会（以下「循環協」という。）が利用代表者となり団体加入する、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下「センター」という。）の少量排出事業者団体向けの電子マニフェストシステム（以下「循環協団体加入電子マニフェスト」という。）の運用について、必要な事項を定めるものである。

(利用対象者)

第2条 循環協団体加入電子マニフェストを利用できる者は、循環協の会員（入会申込書を提出済の者を含む。）とする。

(利用開始手続き)

第3条 循環協団体加入電子マニフェストの利用を希望する者は、「あおもり循環型社会推進協議会団体加入電子マニフェスト利用申込書」（様式第1号）を循環協事務局に提出するものとする。

2 循環協事務局は、前項の規定により提出された書類により、利用開始に関するセンターへの必要な手続きを行うものとする。

(利用方法)

第4条 前条に規定する手続きが終了した者（以下「利用者」という。）は、センターが定める規定に従い、循環協団体加入電子マニフェストを利用するものとする。

(設備等)

第5条 利用者は、循環協団体加入電子マニフェストを利用するに際して、通信回線、機器・設備、その他必要なものを利用者の負担において準備するものとする。

(利用期間)

第6条 循環協団体加入電子マニフェストの利用期間は、第3条に規定する手続き終了後の最初の3月31日までとする。ただし、最初の3月31日の1か月前までに第8条に規定する「利用終了届」が提出されない場合には、利用期間を4月1日から1年間継続するものとし、以後も同様とする。

(利用料金)

第7条 循環協団体加入電子マニフェストの基本料金及び利用料金は、循環協が負担する。ただし、年間200件を超える利用があった利用者は、超過分の利用料金相当額を利用期間の翌年度の4月に循環協に支払うものとする。

(利用終了手続き)

第8条 利用者が、循環協団体加入電子マニフェストの利用を終了するとき（循環協を退会する場合を含む。）は、1か月前までに「利用終了届」（様式第2号）を循環協事務局に提出するものとする。

2 循環協事務局は、前項の規定により提出された書類により、利用終了に関するセンターへの必要な手続きを行うものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、循環協団体加入電子マニフェストの運用に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和2年8月17日から施行する。

附 則

改正後の第3条の規定並びに第1号様式、及び第7条の規定は、令和4年4月1日から施行する。